

明治行政制度の成立と土木機構の推移

国際航業 正倉 鈴木恒夫

筆者は先に明治維新より廃藩置県までの国家制度に起因した土木制度について述べた
明治政府は廃藩置県により全国を統一した政府を確保した

行政財には在来の藩の区域、行政も越えてこの行政、財政制度の確立をはかると。
即ち府県の区域は従来の区域を越えて編成された。
交通、流通は全国を通じた体系を確立してゆく。
財政は従来の各藩の慣行に根拠をもつ、生産高の割合による物納制から、金納、定額制を改め、土地の個人
所有制度の整備と共に地租改正が行われる。
地租改正、地価価格はこの比率により、国費、地租、地方費（地租量についての一定比率）新しい税制を定め
てゆく。
政府財政に財政見直し制度がよりいれられてゆく。

地方制度は県郡、邑町村の制度と町村の編成を行われ、地方税規則による地方税、文部科目を定め、地方
税、市町村を連合しての事業への体制を確められてゆく。

明治政府の政策は富国強兵、殖産振興であった。これを録をうけた土族への大きな問題もはさんでいた
大政事政府の政体は藩閥連合体であった。

しかし国内には急激な社会変化に対するもの、土族階級の利益喪失への政策、藩閥連合の政治体制への不満
がうまわれていた。
即ち地租改正に対し、貸付金に対して、又は土族の不満の底流は、明治10年西南戦争に至る迄各地の反乱が
あつた。政情は不安であった。
このため明治政府は明治10年1月、地租の引き下げを行う。

明治政府はこの強硬なやり取り、殖産振興政策の基盤としてこの土木事業を実施していった
廃藩置県は政府の行政範囲の広がったこともあつたが、土木量は増加してゆく

即ち淀川、利根川、信濃川、木曾川の治水改良、野蒜深港工事に着手した
栗子峠、仙岩峠、天立峠、院内峠の險阻な街道が人馬の通行を妨げ、改良が行われた。

この時も治水改良工事は、国、道路改良工事は県の事業とやうな行形態であり、内務省の土木局は元所なる工
事箇所にあつて、地価、区域を定めてするに過ぎなかった

廃藩置県後は、河港道路修築規則第6則に示されている明治3年か5年迄の各地方の土木量の一つの標準
として100万円程度とした、河港道路修築基金を目途とし、内務省費と府県下費とが運用された
この制度により明治時代の制度に基いた国役金の制度は廃止される。

(カ)増大する資金需要に地方面協に制限をうける地租収入財源からは 全国統一のな直掛利率の廃止をけが
ることは難しく、河港道路修築規則の河川の等級を廃止し、通ぬる等級を廃止して、国道、県道、市道と区別する
るすうになり、費用負担には従来の慣行が続けられ、てき多かた。

“西南戦争後、国内は内戦のうもりはなく、自由民権運動が盛んになり

有司専制、殖産振興をかゝた大久保利通が暗殺されたが、この政策は続けられてゆく。

西南戦争の軍費負担、生産力増乏のまゝに、従へた不安定貨幣増長による殖産政策は、物価の高さ、貿易
逆差を生ずる。(カ)政策は、民権運動の不振によるもの、政府財政の準備金不足を文士し、殖産振興策を
とつたが、物価高さは敷く、明治10年～14年間に、主要物価は約2倍となり、紙幣と金貨との打撃は増大し
金貨1円に対し紙幣2円に近づいた。

この間、安福派の着工、成、那須原疎水工事の着手、これ

国鉄工事として清水越前通開工、工事が行われた、即ち信濃川の舟運改修に相まつての交通の整備であった。

河川工事はこの間に、北上川、荒土川、庄川、阿武隈川の測量に着手してゐる。

鉄道工事は、13.7.15には京都-大津間を開業して、10.2.1には京都-神戸間が開通してゐる。

14.11.11には日本鉄道会社に特許を与へ、現在の東北本線の工事が開始された。

財政整理は急を要してゐた

明治13年には、地方税規則を改正し、地租のほかに、各々へ変更するに、地方税交付の増加、府県工本費の増、の廃止
を定められた。土木費下底金の廃止に代つて、個別の事業別に支出する補助金制度が行われたが、この額は削減
された。

13.11.5 工場払下規則布達、官物払下げの物価の定めが

北園道開拓使官物払下げに端を起した政変となり、板方正義が文部卿に就任し、いし、財政緊縮政策へと
つづいてゆく。

銀紙産額

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
M4	1.728	1.746	1.746	1.775	1.620	1.625	1.628	1.629	1.690	1.734	1.692	1.695
M15	1.700	1.650	1.650	1.542	1.550	1.560	1.567	1.655	1.611	1.586	1.478	1.398
M16	1.307	1.404	1.405	1.361	1.332	1.323	1.259	1.212	1.196	1.151	1.093	1.110
M17	1.105	1.155	1.153	1.091	1.067	1.067	1.047	1.049	1.047	1.061	1.064	1.152
M18	1.171	1.178	1.178	1.016	1.016	1.004	1.004	1.003	1.006	1.007	1.002	1.001

土木費の推移

年度	期 間	土木事業費				負担制度		内 務 省 費				
		河川 防費①	堤防道路 橋梁修繕費②	土木費③	土木 制度	制度	支出額④	直轄 事業費⑤	河川 費⑥	内直轄 道路費⑦	内直轄 港費⑧	河川 制度
		明治正 財政史	明治土木 史	東洋子 P113			東洋子 P113	内務省土木 事業費	河川 費	内務省土木 事業費	河川 費	
第一期	27-29	186,949	488,080	488,080								
第二期	27-29	144,789	875,313	875,313								
第三期	27-29	88,948	481,159	481,159								
第四期	30-31	904,430	490,604	490,604								
第五期	31-32	224,202	1,151,936	1,151,936								
第六期	32-33	209,522	1,312,245	1,312,245								
第七期	33-34	209,114	1,717,582	1,717,582								
第八期	34-35	1,663,117	1,105,635	1,105,635								
第九期	35-36	1,566,385	942,303	1,433,921								
第十期	36-37	1,593,614	951,025	1,399,994								
第十一期	37-38		1,106,937	1,383,538								
第十二期	38-39		1,527,302	1,482,154								
第十三期	39-40		2,074,990	1,461,825								
第十四期	40-41		2,296,195	2,516,408								
第十五期	41-42		3,036,288	412,009								
第十六期	42-43		3,095,062	859,733								
第十七期	43-44		3,870,953	744,483								
第十八期	44-45		3,370,952	1,704,661								
第十九期	45-46		3,667,471	1,733,949								
第二十期	46-47		4,168,008	1,239,312								
第二十一期	47-48		4,230,604	1,494,980								
第二十二期	48-49		4,600,255									
第二十三期	49-50		5,701,347									
第二十四期	50-51		6,319,166									
第二十五期	51-52		5,331,064									
第二十六期	52-53		6,251,824									
第二十七期	53-54		6,356,988									
第二十八期	54-55		7,142,595									
第二十九期	55-56		6,924,525									
第三十期	56-57		8,016,802									
第三十一期	57-58		11,518,902									

③の内 第一期の第八期迄は「堤防道路橋梁修繕費」、明治8年度は「河川土木費中の土木費」、9年度は「府県堤防費」、10年度よりは「府県土木費中の土木費」

年 度	地方土木費		記 号
	地方土木 決算額	国庫補助 額	
	土木局 第30回 統計時報 p116	p573	
一			M27 常備金規則
二			M2.11 国役金 民部省産 廃止 7.12.31
三			2.11 9分利付外国公債 交通機関の整備
四			
五			
六			6.8.2 河港道路修築規則 定額金
七			7.5.29 定額金と道路河港修繕基金 100万円
八	3,610,394		
9	6,302,872		
10	3,998,339		9.6.8 河港道路修築規則 廃止
11	4,554,352		国道県道里道の別 河川の等級別を廃止
12	5,374,819		11.5.1 起業公債証券発行
13	6,111,346		11.7.22 郡邑町村編成法 国県道 旧増地方税 地方税規則 里道 町村 国道改修に於ける補助
14	7,508,877		13.11.5 大政布市48号 土木費官費 廃止 付
15	8,030,277		
16	9,455,946	56,652	15.6.27 日本銀行条例
17	9,250,069	371,276	
18	9,108,090	488,011	
19	10,182,136	433,666	18.2.2 国直表指示 M18.10.2 大政布市 廃止
20	10,208,213	285,100	19.7.12 土木監督署制 内閣制度
21	9,985,177		
22	9,908,985	163,741	22.2.11 憲法公布
23	14,068,667	1,560,251	22.4.1 市制町村制実施
24	14,729,487	101,804	
25	14,881,219	6,776,121	
26	16,620,466	3,908,668	
27	17,955,112	6,099,891	
28	19,706,859	27,5400	
29	17,493,135	6,972,00	
30	24,864,255	8,094,000	
31	32,144,464	2,688,000	

	明治六年及以前	明治七年	明治八年
社会	6.10 大分の乱 66島取 65.15 6.10.24 西郷下野	7.2.4 佐賀の乱 7.4.10 板垣退助 土佐に立志社 台湾出兵 74.4 6.3.12 歸國	8.4.14 元老院設置 立憲政体の詔 地方官会議 8.6.20-7.17, 11.410-53 B25 大阪会議 8.1.8-8.2.11 8.5.7 樺太千島交換条約
財政制度	M6.7.28 地租改正上諭 地租は地価の3% 民費は地租の1/3 40% M6.3 地所名稱已分 大政布布 114号 M6.6.9 木松見種表の定め	M7.11.7 地所名稱已分改正 大政布布 120号 7.5.12 地租5年間据置決定	M8.3.23 地租改正事務局 M8.2.20 酒税規則 実施 8.10.1 9.1.1 煙草税
地方制度			8.11.30 県治条例を廃し、府県取制並に 事務章程
城府制度	6.11.16 大蔵省土木寮、大阪出張所 8.5.28 内務省土木寮、分寮	7.1.9 内務省布告 内務省土木寮、 専務課 庶務課	8.6.16 内務省土木寮出張所 関河沿岸 (10.1土木局出張所)
土木法規	M6.8.2 河港道路修築規則 (M3-M5の土木量の平均を求め向う5年間) 6.7.18 國役金の禁止起案(7.12) 6.10.20 大政布布 353号 官員及常備金割賦規則	9.定額金の考之方集計(105万圓) M7.5.29 河港道路修築基金 用途金 100万圓	8.7.28 公用土地買上規則 8.7.23 堤防法案 地方官会議
土木事業	6.5.12 榑川測量開始	淀川 7.3.1 M7.7 天満橋上手 將 若島におい2 試験工 M8.6 大阪府 島上郡 鶴殿村に水利工 利根川 M7-M35 M8.7 江戸川 筋中松戸驛 治水水利 試験 信濃川 M9-M38 本管川 M11-M19 野蕨及運河 M11-M18 北上川 M15-M35 阿賀野川 M15-M37 7.3.15 信濃川分水養止 下総 佐原 小野川 疎削完了	10.5.2 深古地町 土木局信濃川出張所 11.3.10 羽栗郡 竹島町 土木局本管川出張所 11.5.8 土鹿郡 蛇田村 高屋敷 起工 11.7.5 14.9.15 第一期改訂式 17.7.25 中瀬原郡 横越村 戸長役場におい2 信濃川出張所におい2管理 M8.9 武蔵 権太町 御幸堤 M8.10 常陸 妙子 根崎切 那珂川 M8.10-14.9.15 1108 新後 五ヶ所川 築堤及溝渠 M8.10 越前 清水川

	明治九年	明治十年	明治十一年		
社会	9.2.21 江華島事件 9.2.26 修交条約 9.11.27-30 東陸 11.27 那珂湊に一揆 (西貢戦争 12.19 三宅島決戦) 10.24 神風連 10.28 森の礼 10.29 更迭橋事件 9.3.28 虎ノ口 10.27 秋月の乱	10.1.29-9.24 城山落城	11.5.14 大久保利通暗殺 11.8.23 竹橋事件 11.8.30-11.9 北陸東海通天天皇巡幸 11.3.6 一般通産及土族授産法		
財政制度	9.12.18 秩銀処分強行 9.8.5 金銀公債発行条例 9.10.17 大政庁布告 区町村金銀公債共有物取扱及土木起工規則 (土木起工の法則を定め区内の土木は其の正副戸長並各町村の総代6名以上の連署を要す) 9.8.1 国立銀行条例改正	10.1.4 地租を25% 民権を地租の1/5 30%	11.7.22 地方税租則 地方税交付科目を定めた 11.5.1 起業公債証券発行条例 (発行額1250万円 公債6分 M108度収額1000万円)		
地方制度		10.9.1 区務改正 大区に区総代人 各町村に町総代人	11.7.22 新三法 郡区町村編成法 市会令規則 地方税租則 大区を廃し 行政区画にて 小区を定め 県の下に 郡区町村 を置く M11.12 郡制施行 地方税交付科目を定めた12項目 (11.7.25 府県官制)		
法規整備		10.1.9 各局の寮を局と稱する 10.1.11 工部省設置			
土木法規	9.6.2 河港道路修築規則 廃止 河川の等級の廃止 9.6.8 大政庁達 80号 道路と国道県道里道に区分し1-3等とし等級を定めた		11.9.22 大政庁無号達「坊舎区分件」 大政庁達 328 附東京決定 11.8.29 淀川水源工事留工延期順序 (14号決定)		
土木事業			11.4.13 木曾川河内郡成戸村に2 小川 11.6.3 清水越新道測量着手 ----- M9~M10 粟子峠開削 48万坪 内国費 98万円 M8-M9 仙岩峠 (岩手-秋田) 国庫金 5314円 M9-M10 青森-秋田 両県道路開削 M9-M13 秋田-山形 両県道路開削 M8.3-M12.3 武蔵、荒川 熊谷堤修築 M10.5 大田道 6内市街水防工事建設 M14 豊平川 柳組泉堤防		M11-M13 院内峠 (山形-秋田) 道路 M11-M15-M22 坂井港突堤工事 (丸腰竜川、三國港) 13.12.14 落成式 M11-M15-M16 尾張庄内川筋味鉄工 M11 M13 M15 阿波吉野川第11土塘築 M11.2 中 堀津神崎川付蓄 下渡金あり

	明治十二年	明治十三年	明治十四年
社会		13.11.6 工場地下サ規則	14.7.30-10.10 山形秋田北縦断工事 14.10.11 北縦断開拓使官物払下 取消決定 10.12 大隈下野 14.10.12 国会開設の詔勅
財政制度	12.12.11 横濱正金銀行設立 13.2.28 開業 12.3.5 金計検査院	13.11.15 地方税を地租の1/3とする (25+0.81=3.31%) 地方費支科費目の増加 13.5.20 地租18年迄変更せず 13.9.27 酒直税規則改正	
地方制度		13.4.8 所見及規則 地方税規則改正 郡区町村編成 区町村令頒布 地方費への文移移転 府県庁舎建築修繕費 府県監獄費 府県監獄維持修繕費 H14 警察庁舎建築修繕費 区町村土木補助費 H15 区町村教育補助費	14.2.14 区町村法8条改正 水利土木為メ其関係アル人民ノ集 会ヲ集スルニハ 其ノ地方ノ便宜ニ從 ヒ規則ヲ設ケ府県知事ノ裁決ヲ 受クベシ
土権制度			14.4.7 農商務省設置
土木法規	12.2.27 大政官無号達 「府県会の決議を以て土木費増徴 施行の件」	13.11.15 大政官布告48号 「土木費官費兼止の件」M14お 13.1.9 淀川・木曽川流域諸川土砂 防止の爲の取締方々府県へ 達する	補助金制度
土木事業	M12 府種疎小着工 M15 101度正式 446479円 M14 お 農商務省事業	M13-M18 清水越 軌道開通 347015円 延45里 幅員3間 平均勾配1/40 1	M14-M18 那須原疎小工事 151446円 M14.5 北上川 蛸田村に水利工
	M13 神奈川一勢田原間 福島山形間 石川是新通 熊本-福岡間 H13-M15 山形-宮城間	M13 神奈川一勢田原間 福島山形間 石川是新通 熊本-福岡間 H13-M15 山形-宮城間	M14 京都府 京都-常津間 山形県道路修築
	M12-M14 伊勢川巨懸川修築 M12-M14 緋屋戸堤 M12.5 北縦断 根室村別瀬村築堤	M13.7-M14.11 横手-黒沢尻間道路 (当手一駄田) 13.6.28 逢坂山トンネル竣工 M13.6 柳瀬トンネル着工 (タフマイト削岩機の使用) 発動機に於て炭素 M13 羽後子吉川 堰管工事	14.11.11 日本鉄道免許交付 M14.7-16.8 大和 和川航路改善 M14 北縦断 函館支庁原内制修築